

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 5 月 31 日現在

機関番号：22604
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2014～2018
 課題番号：26780450
 研究課題名(和文) 韓国における結婚移住女性の定住戦略と地域多文化教育のモデル構築に関する研究

研究課題名(英文) Study on the Building Models of Settlement Strategy for Marriage Migrant Women and Local Multi-cultural Education in Korea

研究代表者

金 侖貞 (KIM, YUNJEONG)

首都大学東京・人文科学研究科・准教授

研究者番号：40464557

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：結婚移住女性たちの定住戦略と地域多文化教育のモデル構築を明らかにする本研究において、女性たちの定住戦略が変容していることが分かった。結婚移住女性当事者や関係者のインタビューなどから地域との関わりが弱まり、地域における共生の必要性を薄くなっていることが見えてきた。また、地域多文化教育が多文化家族支援センター中心に改編され、従来から外国人女性たちを支援し関係を持ってきた地域ベースの市民団体が位置づけられなくなったのも明らかとなった変化の一つである。このような状況の変化を踏まえ、これからの地域多文化教育は多様性だけでなく、社会的統合を視野に入れたものに再構築すべきであることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、2018年12月に入管法が改正され、非熟練労働における外国人の受入れの方向性が明確とされ、2008年のリーマンショック以降に停滞していた多文化共生をめぐる議論の必要性が再び台頭している。つまり、今後政策としてどのように対応していくべきかを考えざるを得ないに差し掛かっている。このような日本の状況を踏まえると、日本より早く多文化教育政策を確立し、制度化してきた韓国の状況を調べた本研究の成果をもとに、外国人を市民として、住民としてきちんと位置づけ、社会的統合に向けての地域多文化教育のあり方を考える必要がある。

研究成果の概要(英文)： This study finds settlement strategy for women has been changed through the study of clarification of building models of marriage migrant women and local multi-cultural education. This study also finds out that interviews on marriage migrant women and interested persons reach numerical increment of marriage migrant women and SNS (Social Network Service) for their own country community. This abates the needs of marriage migrant women for the relation to the local and they don't appreciate the needs for a symbiotic in their communities. Besides, multi-cultural education in region used to support and forge a relationship for the foreign women through community based organization, and now has been changed to focus on the multi-cultural family support center. In this situation, this study clarify local multi-cultural education needs to be rebuilt highly regard the diversities and the social integrations.

研究分野：社会教育

キーワード：多文化教育 多文化共生

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

韓国は 2005 年に結婚移住女性のことが国の課題として位置づけられて以来、多文化教育政策が展開し、教育部だけでなく女性家族部や法務部など、主な中央政府により取り組まれている。このような多文化教育政策が進んでいる中で、韓国では結婚移住女性をバイリンガル講師などの人材として養成し、学校に送り出すという仕組みを開始、今まで活動の場を持ちえなかった外国人女性たちが「講師」として働くことができるとともに、地域の市民団体では女性たちのリーダーとして活躍するケースもみられるようになった。さらに、フィリピン人の女性たちの場合は、日本と違って英語を媒介に仕事ができるという戦略を持っていたのである。

こういった特徴をみせていた韓国に対し、日本は 2006 年を多文化共生「元年」とはしていたが、2008 年のリーマンショック、2011 年の 3.11 以降に多文化共生をめぐる議論が停滞し、2012 年以降からは再び外国人人口が増加しているものの、依然として国レベルの多文化教育政策は不在のままであった。

このような日本社会の状況を踏まえ、国家政策として展開している韓国の多文化教育、その中でも地域をベースとした地域多文化教育を、外国人女性たちを中心に考えることによって、「地域多文化教育」を、日本で再び再定立していく手掛かりを得ようとしたのが、本研究を開始した当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究は、韓国の結婚移住女性たちがどのように地域に関わっているのかを中心に、地域を土台とした地域多文化教育のあり方を明らかにすることを目的とする。つまり、社会教育としての地域多文化教育がどのように形成され、展開しているのかを分析、そこから日本における地域多文化教育の枠組みを考える手掛かりを提示する。

3. 研究の方法

研究目的を明らかにするにあたって、地域で外国人女性たちを支援し関わっている関係者や外国人女性当事者のインタビューを行うとともに、多文化教育政策などといった政策研究などを平行することで、その実態を明確にしようとした。

4. 研究成果

2006 年以降に多文化教育を「制度化」して進めてきた韓国において、教育部では毎年多文化教育支援計画を発表し、多文化家庭の子どもから呼び寄せの子ども、外国人生徒、そして、保護者をも視野に入れた事業を推し進めている。この政策は、国家生涯教育振興院に置かれている中央多文化教育センターを拠点に自治体の多文化教育センターとも連携しながら展開し、学校を中心とした多文化教育が取り組まれている。このような学校中心の多文化教育は、国際結婚が増加し、国際結婚で生まれる子どもたちの存在が多文化政策を推進する要因の 1 つであったこともあり、継続して続いている。

一方、学校以外の地域における多文化教育の場合は、2009 年に多文化教育を「社会教育」としてとらえる研究がみられ、外国人女性たちも地域団体のアクターとして活動に関わるなどの動きがみられるとともに、フィリピン人女性の場合は、日本とは違って英語を積極的に活用する定住戦略をみせていた。そして、初期の多文化政策を確立するにあたっては、それまで地域で支援してきた草の根団体の意見が反映されるといった連携がみられていたが、それが少しずつ「変容」していることが、今回の研究を通してみえてきた。

つまり、研究開始で考えていた枠組みが、当事者や関係者インタビューなどを通して変化しており、結婚移住女性たちの定住戦略も変化していることが分かったのである。

ソウルで早い時期から外国人労働者や結婚移住女性と関わっていた団体を事例とあげると、政府からの予算支援があったとしても、外国人女性を団体の職員として雇い、出身国ごとのリーダーとして養成し活動する場をも提供していた。中国やベトナムなどの女性たちが国ごとのコミュニティをつくり、自分たちの自助グループを立ち上げ、活動する様子が見られていた。しかし、研究期間中に、そういった活動の様子が変わっていったのである。これは、活動家として雇用する予算がなくなってしまったことも影響しているが、同じ国の女性たちがまとまりにくくなったというのが、当事者や関係者から語られていた。それは、他の地域でもみられ、そういった変容には、いくつかの変数があったと思われる。

一つは、結婚移住女性たちの数が増加していたことの影響である。2000 年からずっと増え続けていた国際結婚（男性が韓国人で、女性が外国人の場合）は 2015 年に減少へと転じ、現場では国際結婚はこれから減っていくだろうともいわれていた。このような女性たちの増加は、その数が少なかったときは、必要な情報を得るためにも地域に出ていき、韓国人との関係をつくることが求められ、自然と韓国人との「共生」を考えざるを得なかった。しかし、自分たちのコミュニティをネット上でつくってしまい、情報をそのツールから手にいれていくことが定着すると、その必要性が減ってしまう。国際結婚が増加する前に入ってきた結婚移住女性の当事者たちは、最近入ってきた女性たちがわざわざ韓国人との関係をつくらなくてもすむようになり、数の増加とは裏腹に、地域における「共生」の必要性は薄くなってきたと述べていた。

また、韓国社会に入ってくる目的の一つが「労働」であることも明確となり、地域団体と関係を持ちながら様々な活動をするよりは、韓国語を学ばずに、労働現場へと出ていくことを選

択する女性たちの様子が確認された。地域における定住戦略を考えなくても、労働者として韓国社会に「定住」していくストラテジーが現れていた。このような動きは、地域との関わりも、韓国語や文化の学びとも距離を置く流れであり、地域からやや「乖離」されたものとなる。

そして、もう一つは、韓国多文化教育政策の中心的担い手である多文化家族支援センターとの関係からの影響である。多文化家族支援センターは「多文化家族支援法」(第12条)に基づき、委託運営か自治体が直接運営するもので、2018年現在、全国に217の多文化家族支援センターがあるといわれる。この多文化家族支援センターは、女性家族部の所管におかれ、韓国語教育はもちろんのこと、家族対象の教育プログラム、子どもの言語発達への支援、訪問教育などを行っている。多文化家族支援センターは、全国に置かれている上に、訪問教育もあり、また、生涯周期別の対応もしているため、結婚移住女性を考えるにあたって、重要な担い手であることは否めない。

しかしながら、多文化家族支援センターの事業は、最初は韓国語教育や訪問教育(韓国語や子女養育支援)などが無料で実施されたこともあり、政府からの予算支援を受けていることから、それまで民間で頑張ってきた団体と競合関係となる構図が生じていた。もちろん、結婚移住女性当事者からすると、韓国語などを学べる機会が増えることでよい傾向であるともいえるが、民間団体に比べると、多文化家族支援センターでは無料で学習だけでなく、いろいろなイベントも楽しめるという利点もあって、センターへと集まる傾向が生まれていた。結婚移住女性や国際結婚家庭の子どもに対する支援が集中し、多くの税金が使われることに対して、批判の声が聞こえる中で、無料であった多文化家族支援センターの事業は有料化へと変わるが、結果的には、多文化家族支援センター中心へと改編され、市民団体の役割は弱くなってしまったのである。

多文化家族支援センターによる取組みは必要であり、重要な実践であることは間違いないが、結婚移住女性たちの主体性形成やエンパワーメントを意識し展開していた諸市民団体の実践がみられなくなったのも、この間の注目すべき動きであった。

このような動きに加えて、地域で実践してきた市民団体側においても、先述した結婚移住女性たちの変化に戸惑い、どのように支援し実践していくのかに悩み、次なる実践のあり方を模索している様子がみられた。中には、結婚移住女性たち向けの韓国語教室をやめたところがあったり、保育活動から結婚移住女性たちの自立を支えていた団体の事業もなくなったりするなど、草の根の市民団体の取組みはやや停滞の動きをみせているといえる。

また、「社会教育」として多文化教育を認識し捉える動きがみられていたが、これも、社会教育関係者たちは、多文化教育を自分たちの領域と認識しておらず、結婚移住女性という対象の特殊性を理由に、社会教育の枠組みの中におかずに、多文化家族支援センターに任せるという傾向が現れていた。

日本の場合、2010年以降に外国人嫌悪行為が増加し、2016年には「ヘイトスピーチ解消法」が制定されたにも関わらず、依然としてそういった嫌悪行為は止まらない状況であるのと同様に、韓国も、多文化政策を確立した政権の流れを継ぐ政権が2017年に発足したものの、青年失業問題などの経済関連 이슈が優先され、多文化共生をめぐる動きは停滞している。

韓国の多文化教育の場合、結婚移住女性に対する重複支援の問題が長らく指摘され、コントロールタワーの設置がいわれていたが、過剰ともいえる支援がマジョリティの韓国人たちの否定的な評価へとつながっていたのである。

このような日韓の状況を考えた際に、地域に根差した多文化教育を構築していくためには何が必要なのか。もちろん、日本は、2018年12月に入国管理法が改正され、特定技能1号と2号を新設、非熟練労働の受入れが始まり、永住も可能となった。それとともに、同年12月に出された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、「地域における多文化共生」が位置づけられており、再び多文化共生をめぐる論議が始まるといった時期を迎えようとしている。このような動きを踏まえ、日韓の地域多文化教育を考える際に、多様性を中心に論じる多文化教育の枠組みではなく、外国人も地域の市民・住民であるということをもととした「統合」というフレームの中で考えていく必要があるという結論に至った。

例えば、ドイツは、2010年にメルケル首相が「多文化主義は完全に失敗した」と公言したものの、ベルリンの市民大学関係者や難民女性を支援する団体の関係者の聞き取りなど、ベルリンの状況を調べていく中で、かれらは、外国人や多文化家庭といった対象として別のくぐりで捉えるのではなく、同じ「市民」という視野をもっていたことが示唆に富んでいると考えた。つまり、社会的統合をベースで考えており、同じ社会の構成員として位置づけることによって、社会の分裂ではなく、社会を統合していく方向へと導いていくのではないかと思う。また、外国人嫌悪行為の増加を考えると、どのようにマジョリティを説得していくのかも重要な課題と台頭しているため、社会的統合という方向性を据えた地域多文化教育の構築がより求められていると思われる。

以上のような研究成果を踏まえ、今後の地域多文化教育研究をさらに進めていきたい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

金侖貞「入管法改正と『生活者』としての視点の捉え返し」『月刊社会教育』2019年3月

号、査読無、39 41 頁。

金侖貞「日本の多文化共生教育の形成と課題」『教育科学研究』第 19 巻第 1 号、査読有、韓国済州大学校、2017 年 5 月、1 18 頁（韓国語）。

〔学会発表〕(計 1 件)

金侖貞・馬淵仁・出羽考行「異文化間教育のとらえ直し」(共同発表)「第 37 回異文化間教育学会」(2016 年 6 月 4 日)

〔図書〕(計 3 件)

金侖貞「多様性を包摂する社会教育を目指して」手打明敏・上田考典編著『社会教育・生涯学習』ミネルヴァ書房、2019 年 1 月、189 201 頁。

金侖貞「韓国「的」多文化教育は何を創られるか 多様な文化や差異が共存する社会を目指して」李正連・梁炳贊・金侖貞・小田切督剛編『躍動する韓国の社会教育・生涯学習 市民・地域・学び』エイデル研究所、2017 年 6 月（共著）98 115 頁。

金侖貞「多文化共生教育の社会的課題」山本雅代・馬淵仁・塘利枝子編『異文化間教育のとらえ直し』明石書店、2016 年 6 月（共著）57 71 頁。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。